

令和5年4月12日
令和6年3月22日 一部改正

デジタルシティ松本推進機構会員規則

(目的)

第1条 この規則は、デジタルシティ松本推進機構規約（以下「規約」という。）第5条に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、所定の方法により申請しなければならない。

2 機構への入会の承認を受けた会員は、会員種別に応じた会費を納入しなければならない。

(会員種別)

第3条 機構の会員は、正会員、特別会員の2種とする。

2 正会員は、規約第2条の目的に賛同した上で、事業意欲を有するとともに、資金面で支援し、かつ期日までに会費を納入する団体、法人及び行政機関をいう。

3 正会員は総会において、議決権を有し、議決権は1者につき1個とする。

4 特別会員は、規約第2条の目的に賛同し、必要な協力を行う公共性を有する団体及び行政機関をいう。

5 特別会員は総会において議決権を有さない。

(会員の義務)

第4条 会員は、次の義務を有する。

(1) 正会員は、積極的にプロジェクトの組成を検討、参加及び協力する。

(2) 特別会員は、機構で組成するプロジェクトの推進に必要な活動支援を行う。

(会員の権利)

第5条 会員種別ごとの権利を別表に定める。

(会費)

第6条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 5万円 / 年

(2) 特別会員 無料

(会費の納入)

第7条 会員は、事務局からの適正な請求に基づき、指定された期日までに当該事業年度分の会費を一括で納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、事務局が指定する口座への振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。
- 3 期日までに会費の支払いが行われず、事務局からの督促にも応じない場合、当該会員は、会員としての資格を喪失するものとする。
- 4 会計年度の途中で入会又は会員種別を変更する場合においても、指定された期日までに当該会計年度分の会費を一括で納入しなければならない。また、既に納入した会費は原則返還しない。

(会費の免除)

第8条 次のいずれかに該当する会員は、会費の免除を受けることができる。

- (1) 機構に対して、会費相当以上の資源の提供を行う会員
- (2) 免除すべき相当な事由があると認める会員

2 会費の免除を希望する会員は、免除事由を付記のうえ会費免除申請書を事務局に提出し、総会の承認を得なければならない。

(退会及び除名)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 機構は、会員の活動内容が規約第2条の目的に合致しないなど、総会において不適格とした会員を除名することができる。
- 3 既に納入した会費は返還しない。
- 4 会員が次のいずれかに該当するときには、退会したものとみなす。
 - (1) 会員である団体、法人が消滅したとき
 - (2) 会員と事務局とで1年間程度連絡が取れないとき

(雑則)

第10条 本規則に定めるもののほか、会員の権限に関して必要な事項は機構長が定める。

附 則

本規約は、令和5年4月12日から施行する。

別表 会員種別ごとの権利等一覧

権限	正会員	特別会員
年会費	5万円 機構に対して会費相当以上の資源の提供を行う会員は、総会の承認に基づき、年会費の免除を受けることができる。	無料
議決権	1者につき1個	なし
権利	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロジェクトの提案、組成 2 プロジェクトへの参加 3 プロジェクトを実施する場の提供 4 市民へのデジタルサービスの提供 5 機構が実施するイベントへの参加 6 機構や会員への情報提供 7 機構が保有し、利用を許可するサービス及びデータの利用 8 機構運営への意見 9 サザンガクコワーキングスペース（松本市大手3丁目3-9）の利用 ※利用に関する規定は事務局が別途定める。 	左記2、3、5、6、7、8
広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の共催、名義後援 2 機構の取組みの広報媒体への会員名称の記載 3 プロジェクトやデジタルサービスの推進に必要な周知広報の協力の要請 	